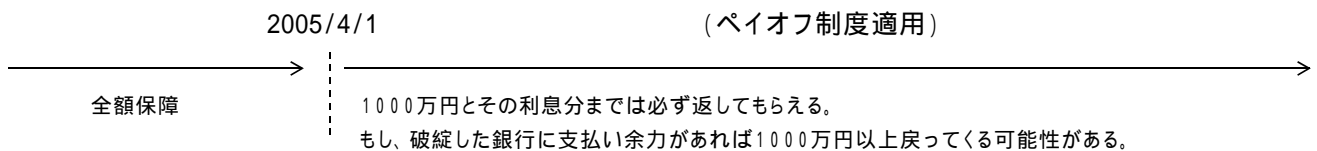


ペイオフとは？

ペイオフとは、金融機関が破綻したときに預金保険機構が預金者に預金の一定額(1000万円以内)を払い戻すこと。2001年4月までは、銀行が破綻しても預金は預金保険機構から全額保護される仕組みになっていた。それが、ペイオフ解禁によって2005年(平成17年)4月1日以降は、金融機関が破綻したときに1,000万円を超えた分の預金に対してはカットされるおそれもあるということになる。

今まではどこの銀行に預金していても必ず全額保障されていたが、今後はそうではなくなる。したがって、我々預金者としてはできるだけ安全かつ健全な銀行を選ぶ必要がでてきた。銀行側もそうした状況を踏まえて、経営革新をしたり、さまざまなサービスを提供するようになってきている。また、制度改正がなされ、今まで株式は証券会社でしか購入できなかったのに今後は銀行でも販売できるようになった。今、銀行業界は大きなうねりの中にある。もしかしたら将来、銀行で食事ができたり、銀行のドライブスルーができるかもしれない。うけると思うんだが・・・

[預金していた銀行が破綻した場合]



Q6 ペイオフに関する問題

1) ペイオフ解禁までは全額保護される。 ( )

凍結解除が2005年(平成17年)4月1日以降なので、それまでは全額保護される。

2) 農協、漁協などもペイオフの対象になる。 ( )

農協、農林中金、漁協、水産加工業協同組合、信農連、信漁連、水産加工連は、預金保険制度の対象外だが、農水産業協同組合貯金保険機構に加入している。その農水産業協同組合貯金保険機構も同様の措置に変わる。

3) 郵便貯金はペイオフの対象になる。 ( )

国が全額保証する郵便貯金(預け入れ限度額1,000万円まで)は、ペイオフの対象外。

4) 1,000万円を超える預金は戻らない。 ( )

1,000万円を超える部分については、その金融機関の財産状況に応じて戻ってくることもある。

足利銀行は大丈夫？

足利銀行は平成15年11月29日に破綻し、内閣総理大臣より、預金保険法第102条第1項第三号認定を受けて一時国有化となった。しかし、業務は通常通り行われ、預金も全額保護された。